

次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	第Ⅲ期基本計画における論点
経済統計改善に向けた基盤整備（ガイドライン）	<p>① 改定した「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」について、令和元年（2019年）10月の消費税率変更及び軽減税率実施後に集計時期を迎える調査から順次導入・適用に向けた検討に着手し、引き続き取組の推進・拡大を図る。【No. 59】</p> <p>② 一次統計調査における税抜額記入の導入について、その導入可否や統一的な取扱い方針を、令和8年（2026年）経済センサス-活動調査を見据えつつ検討する。【No. 60】</p> <p>③ 「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」について、労働者数を把握している事業所・企業を対象とする統計調査全般に適用を拡大するとともに、令和3年（2021年）経済センサス-活動調査の試験調査や企業ヒアリング等を通じ、雇用契約期間（無期・有期）の更なる実査可能性に係る検証・検討を実施した上で、ガイドライン改正イメージに沿った改定を図る。【No. 62】</p>
これまでの統計委員会の意見	<p><平成30年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（第Ⅲ期基本計画関連分）（令和元年9月30日）>（別紙参照）</p> <p>① 売上高等の集計に関する消費税の取扱い（略）</p> <p>主要構造統計調査を中心に、改定後のガイドラインの適用に向けた検討が、具体的な時期を示した上で行われていることは評価したい。関係府省においては、主要構造統計調査だけでなく、短い周期で行われる統計調査も含め、改定後のガイドラインの適用に向けた検討を引き続き行い、審議の際に示された時期から適用を図ることが望まれる。</p> <p>また、今後、軽減税率の導入等により、集計上の取扱いだけでなく、調査の実施上も難しい場面が出てくることも想定される。関係府省においては、消費税率変更前後の集計値の段差を回避するための情報提供等、報告者だけでなく、利用者にも混乱が生じないような対応を実施することが望まれる。</p> <p>総務省においては、ガイドラインの適用状況等について適時フォローアップするとともに、関係府省におけるガイドライン適用に係る経験の蓄積も踏まえ、精度が確保される集計方法について、関係府省との間において、継続的に検討することが望まれる。</p>
各種研究会等での指摘	—
担当府省の取組状況の概要	<p><令和3年度 統計法施行状況報告（暫定版）></p> <p>② 経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループの第4回会合（令和4年（2022年）3月開催）において、①報告者負担の軽減の観点から、報告者が記入しやすい方法を選択できる現行の方法を維持することが適当ではないか、②令和5年（2023年）10月にインボイス方式の導入により報告者の回答方法（税込か、税抜か）に変化が生じる可能性がある点に留意が必要ではないかといった点について、情報共有したところ。（資料4-2参照）</p>

	<p>③ 経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループの第4回会合（令和4年（2022年）3月開催）において、経済センサス - 活動調査における労働者の区分がガイドラインに沿った整理となっていることを確認した上で、今後のガイドラインの見直しの方向性について、情報共有したところ。ガイドラインの見直しの方向性について、WG構成員から提出された意見等を踏まえ、引き続き検討を進める。（資料4-3参照）</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）</p>	<p>○ ①（統計調査における売上高等を税込額に統一して集計、公表するための手法を定めたガイドラインの推進・拡大を図る課題）については、ガイドラインに沿った対応が着実に進捗している状況から、次期基本計画に引き続き盛り込む必要性は乏しいのではないかと。</p> <p>○ ②（統計調査における売上高等の税抜額記入の導入について検討する課題）については、大企業は税抜記入、個人企業は税込記入の希望が多いなど報告者により記入しやすい方法が異なる。したがって、報告者が回答しやすい方法を選択できることが報告者負担の観点から重要と考える。現行基本計画に例示された経済センサス - 活動調査においては、既に、税抜き・税込みを選択できる方式が採用されており、現行の把握方法を見直し、統一的に税抜額記入を求めることを次期基本計画に引き続き盛り込む必要性は乏しいのではないかと。<u>一方、令和5年（2023年）10月から予定されているインボイス制度の導入に伴い、企業が保有することとなるインボイス情報については、今後の電子インボイスの普及などに伴い、統計作成に活用できる可能性があり、活用できる場合は結果精度の向上や報告者負担の軽減にも寄与すると考えられるため、その活用可能性について検討する旨、次期基本計画の本文に記載すべきではないかと。</u></p> <p>○ ③については、ガイドラインの見直しを令和4年度に実施することとしていることから、次期基本計画に盛り込む必要性は乏しいのではないかと。</p> <p><基本的な考え方></p> <p><u>○ 令和5年（2023年）10月から予定されているインボイス制度の導入に伴い、企業が保有することとなるインボイス情報について、電子インボイスの普及状況などに注視しつつ、結果精度の向上や報告者負担の軽減の観点から、統計作成への活用可能性について検討する。【本文に記載】</u></p> <p>（注）赤字下線部が追記箇所</p>
<p>備考（留意点等）</p>	<p>○ 働き方の多様化の把握については、第3WG（国民生活・社会統計）にて審議。</p>

平成 30 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（第Ⅲ期基本計画関連分）（令和元年 9 月 30 日）（抜粋）

4 売上高等の集計に関する消費税の取扱い

第Ⅲ期基本計画では、改定した「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」（平成 27 年 5 月 19 日各府省統計主管課長等会議申合せ。平成 29 年 3 月 29 日最終改定。以下、本項目において「ガイドライン」という。）について、関係府省が、令和元年 10 月 1 日の消費税率変更及び軽減税率実施後に集計時期を迎える調査から順次導入・適用に向けた検討に着手し、引き続き取組の推進・拡大を図ることとされている。

(1) 取組状況

統計調査における売上高等の記入については、消費税込、原則消費税込（税抜記入も許容）、決算値の記入など、調査により対応は区々であり、消費税込と消費税抜が混在した集計が行われた場合、経済規模の把握精度に支障を及ぼす可能性がある。

このため、関係府省は、消費税込の報告と消費税抜の報告が混在する統計調査において、消費税抜の報告について税込補正した上で、集計・公表するための標準的な指針として、ガイドラインを策定した（平成 27 年 5 月）。その後、消費税率変更及び軽減税率の導入に対応するための検討を行い、平成 29 年 3 月にガイドラインを改定した⁴。

ガイドラインでは、原則消費税込（税抜記入も許容）により売上高等を実額で把握している主要構造統計調査のうち、事業所母集団データベースに調査結果を記録する統計調査における適用を念頭に置いているが、それ以外の統計調査についても、当該統計調査の特性や主要構造統計調査におけるガイドラインの定着状況等を踏まえ、ガイドラインにのっとった補正を行うことの適否を順次検討することとしている。

そこで、今回の審議に当たり、主要構造統計調査を中心に現行のガイドラインの適用状況及び改定後のガイドラインの適用予定等について最新の状況を把握した。その結果、現行のガイドラインについては、一部の統計調査について未適用となっていたが、改定後のガイドラインについては、いずれの調査についても適用時期を明確にした上で、適用に向けた検討が行われている状況（一部の統計調査については検討済）であった。

(2) 取組状況に対する評価、今後の方向性等

経済規模等を正確に把握・推計する観点から、統計調査の集計に当たり、令和元年 10 月 1 日に予定されている消費税率の変更や軽減税率の導入に対応することは重要である。

こうした中であって、主要構造統計調査を中心に、改定後のガイドラインの適用に向けた検討が、具体的な時期を示した上で行われていることは評価したい。

関係府省においては、主要構造統計調査だけでなく、短い周期で行われる統計調査も含め、改定後のガイドラインの適用に向けた検討を引き続き行い、審議の際に示された時期から適用を図ることが望まれる。

また、今後、軽減税率の導入等により、集計上の取扱いだけでなく、調査の実施上も難しい場面が出てくることも想定される。関係府省においては、消費税率変更前後の集計値の段差を回避するための情報提供等、報告者だけでなく、利用者にも混乱が生じないような対応を実施することが望まれる。

¹総務省においては、ガイドラインの適用状況等について適時フォローアップするとともに、関係府省におけるガイドライン適用に係る経験の蓄積も踏まえ、精度が確保される集計方法について、関係府省との間において、継続的に検討することが望まれる。

⁴ 改定後のガイドラインについては、令和元年 10 月 1 日から施行することとされている。